

新	旧
<p style="text-align: center;">かながわD P A T活動要領</p> <p>1 概要</p> <p>(1) かながわD P A Tとは</p> <p>国内で地震、台風、噴火、航空機、列車事故等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合に、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けて、神奈川県_____によって組織される災害派遣精神医療チームのことをいう。</p> <p>(2) 運用の基本方針</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発災後</p> <p>(ア) 神奈川県外で発災した場合、D P A Tは、被災した都道府県_____等または、厚生労働省_____からの派遣要請に基づき派遣される。</p> <p>(イ) 神奈川県内で発災した場合、D P A Tは、_____ D P A T調整本部で協議の上、_____派遣される。</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p style="text-align: center;">かながわD P A T活動要領</p> <p>1 概要</p> <p>(1) かながわD P A Tとは</p> <p>国内で地震、台風、噴火、航空機、列車事故等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合に、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けて、神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を含む。以下同じ）によって組織される災害派遣精神医療チームのことをいう。</p> <p>(2) 運用の基本方針</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 発災後</p> <p>(ア) 神奈川県外で発災した場合、D P A Tは、被災した都道府県・政令市の災害対策本部等または、厚生労働省（以下「都道府県等」という。）からの派遣要請に基づき派遣される。</p> <p>(イ) 神奈川県内で発災した場合、D P A Tは<u>速やかに活動を開始する。また、D P A T調整本部で協議の上、被災市町村等からの派遣要請に基づき派遣される。</u></p> <p>(ウ) (略)</p>

2 かながわDPATの登録

かながわDPATとして活動するのは、原則として、神奈川県が主催するかながわDPAT研修（以下「研修」という。）を受講し、かながわDPAT運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を受け、かながわDPAT登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者とする。

登録は、個人及び医療機関等とする。（以下「登録医療機関等」という。）

個人については、研修を受講し、修了証を授与され、委員会の承認を受けた者とする。

医療機関等については、同一所属で、医師、保健師又は看護師及び業務調整員がそれぞれ1名以上、研修を受講し、修了証を授与された上、医療機関等としてDPAT活動への協力意思を有しており、委員会が承認したものであるとする。

3 派遣_要請

- (1) 神奈川県は、被災した都道府県等から派遣要請を受けた場合は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請する。
- (2) 登録医療機関等の長は、神奈川県からの派遣要請を受け、DPATの派遣が可能と判断した場合、速やかにDPAT構成員を組織する。
- (3) 被災した都道府県等 _____ からの要請がない場合でも、神奈川県知事が特に必要と判断した場合、DPAT統括者はDPAT調整本部を立ち上げ、神奈川県は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請することができる。
- (4) DPAT統括者は、関係機関等と調整のうえ、想定される業務等に係る情報を速やかにかながわDPATに提供する。

2 かながわDPATの登録

かながわDPATとして活動するのは、原則として、_____県が主催するかながわDPAT研修（以下「研修」という。）を受講し、かながわDPAT運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を受け、かながわDPAT登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者とする。

登録は、個人及び医療機関等とする。（以下「登録医療機関等」という。）

個人については、研修を受講し、修了証を授与され、委員会の承認を受けた者とする。

医療機関等については、同一所属で、医師、保健師又は看護師及び業務調整員がそれぞれ1名以上、研修を受講し、修了証を授与された上、医療機関等としてDPAT活動への協力意思を有しており、委員会が承認したものであるとする。

3 派遣の要請

- (1) かながわDPAT統括者（以下「統括者」とする。）は、_____都道府県等から派遣要請を受けた場合は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請する。
- (2) 登録医療機関等の長は、統括者からの派遣要請を受け、DPATの派遣が可能と判断した場合、速やかにDPAT構成員を組織する。
- (3) 被災した都道府県・政令市からの要請がない場合でも、DPATを派遣し対応することが効果的であると判断したときには、統括者 _____ は、登録医療機関等の長に対してDPATの派遣を要請することができる。
- (4) _____統括者は、関係機関等と調整のうえ、想定される業務等に係る情報を速やかにかながわDPATに提供する。

<p>4 待機要請</p> <p>(1) <u>神奈川県、厚生労働省は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの精神保健医療の支援が必要な可能性がある場合は、派遣要請の手順に準じて、DPAT派遣のための待機を要請する。</u></p> <p>(2) <u>神奈川県は、次の場合には、被災の状況にかかわらず、DPAT派遣のための待機要請の検討を行う。</u></p> <p>－<u>東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合</u> －<u>その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合</u> －<u>特別警報が発出された場合</u> －<u>大津波警報が発表された場合</u></p> <p>(3) <u>なお、待機を要請した場合、その解除は神奈川県が行う。</u></p> <p>5 活動の枠組み</p> <p>(1) かながわDPATの定義 ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>かながわDPATのうち、特に発災後概ね48時間以内に、被災した地域で活動できるチームを先遣隊とする。先遣隊は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 派遣の流れ ア 神奈川県外で発災した場合 <u>被災した都道府県等から派遣要請を受けた神奈川県は、DPAT統括者</u>と派遣の必要性について協議し、派遣可能日程を要請元に回答す</p>	<p>(新規)</p> <p>4 活動の枠組み</p> <p>(1) かながわDPATの定義 ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>かながわDPATのうち、特に発災後概ね48時間以内に、被災した地域で活動できるチームを先遣隊とする。先遣隊は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応を行う。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 派遣の流れ ア 神奈川県外で発災した場合 <u>都道府県等から派遣要請を受けた神奈川県は、統括DPAT</u>と派遣の必要性について協議し、派遣可能日程を要請元に回答す</p>
---	--

<p>る。</p> <p>被災した都道府県等から活動地域の指定を受けた神奈川県は、被災都道府県と協議し、速やかにかながわD P A Tを派遣する。</p> <p>イ (略)</p> <p>6 活動内容</p> <p>かながわD P A Tは、原則として、被災地域の災害拠点病院、精神科病院、保健所、避難所等に設置されるD P A T活動拠点本部に参集し、その調整下で以下の活動を行う。また、D P A T活動拠点本部が立ち上がっていない場合には、その地域に先着したD P A Tは、D P A T活動拠点本部を設置し、当面の責任者になる。</p> <p>活動にあたっては、D M A T、警察、消防、保健所、病院、避難所等と連携を密に行うこととする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 被災地での精神保健活動及びその支援 (以下略)</p> <p>(6) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 活動の終結</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 神奈川県内で発災した場合、かながわD P A T活動の終結は、<u>神奈川県</u>が、被災地域の精神医療関係者等の意見を踏まえて決定する。</p> <p>7 費用</p> <p>災害救助法が適用された場合、D P A Tの派遣に要した費用は、神奈川</p>	<p>る。</p> <p>_____都道府県等から活動地域の指定を受けた神奈川県は、被災都道府県と協議し、速やかにかながわD P A Tを派遣する。</p> <p>イ (略)</p> <p>5 活動内容</p> <p>かながわD P A Tは、原則として、被災地域の災害拠点病院、精神科病院、保健所、避難所等に設置されるD P A T活動拠点本部に参集し、その調整下で以下の活動を行う。また、D P A T活動拠点本部が立ち上がっていない場合には、その地域に先着したD P A Tは、D P A T活動拠点本部を設置し、当面の責任者になる。</p> <p>活動にあたっては、D M A T、警察、消防、保健所、病院、避難所等と連携を密に行うこととする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 被災地での精神保健活動の_____支援 (以下略)</p> <p>(6) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 活動の終結</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 神奈川県内で発災した場合、かながわD P A T活動の終結は、<u>D P A T調整本部</u>が、被災地域の精神医療関係者等の意見を踏まえて決定する。</p> <p>6 費用</p> <p>災害救助法が適用された場合、D P A Tの派遣に要した費用は、神奈川</p>
---	---

<p>県が被災都道府県に求償する。 災害救助法が適用にならない場合、DPATの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、<u>神奈川県</u>が負担する。 ただし、待機に係る費用については、登録医療機関等の負担とする。</p> <p><u>8</u> 保障 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。</u></p>	<p>県が被災都道府県に求償する。 災害救助法が適用にならない場合、DPATの派遣に要した費用は、神奈川県が派遣を要請した場合にのみ、<u> </u>県が負担する。 ただし、待機に係る費用については、登録医療機関等の負担とする。</p> <p><u>7</u> 保障 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。</p>
---	---